

不正受給への対応を厳格化しています

不正受給は「刑法第246条の詐欺罪」等に関われる可能性があります

事業所名等の 積極的な公表 予告なしの現地調査

- 不正受給した事業所名等を積極的に公表します
- 都道府県労働局が、**事前予告なしの現地調査**（事業所訪問・立入検査※）を行います
- 申請事業主等は、都道府県労働局長が求める書類を提示し、**現地調査に協力する**必要があります
- 不正「**指南役**」の氏名等も公表の対象となります場合があります

※雇用保険法第79条に基づく検査です。**職員の質問に対して答弁しない、もしくは偽りの陳述をし、または検査を拒んだ場合は、雇用保険法に基づく罰則が科せられることがあります。支給決定から5年間は現地調査を行う場合があります。**なお、申請事業主は書類等を支給決定日の翌日から起算して5年間は保存しなければなりません。

返還請求 (ペナルティ付き)

- 不正に該当する部分だけを返還するのではなく、不正発生日を含む期間以降の全ての金額を返還してもらいます
- 「不正発生日を含む期間以降の全額」 + 「不正受給額の2割相当額」(ペナルティ) + 「延滞金」の合計額を返還請求します

5年間の不支給措置

- 両立支援等助成金だけでなく、他の雇用関係助成金も5年間の不支給措置となります。
- 不正受給は、あなたの会社や従業員の生活に深刻な影響を招きます

捜査機関との 連携強化

- 都道府県労働局は、不正受給対応について、都道府県警察本部と連携を図り、情報共有等を行いながら積極的に調査を進めています
- 特に悪質な場合、捜査機関に対し刑事告発を行います

申請事業主の皆様

下記までご一報
ください

- ・申請内容に誤りがあった場合
- ・受給した助成金の返還を希望される場合